

# 口座振替割引契約

(特約料金表)

2019年10月1日実施

関西電力株式会社

## 1 適 用

この口座振替割引契約料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

## 2 特約種別

この料金表の特約種別は，口座振替割引契約といたします。

## 3 適用条件

料金表の時間帯別電灯（2019年10月1日実施。以下「時間帯別電灯」といいます。なお，時間帯別電灯が変更となった場合には，変更後の時間帯別電灯によります。），はぴeタイム（2019年10月1日実施。以下「はぴeタイム」といいます。なお，はぴeタイムが変更となった場合には，変更後のはぴeタイムによります。），季特別電灯P S（2019年10月1日実施。以下「季特別電灯P S」といいます。なお，季特別電灯P Sが変更となった場合には，変更後の季特別電灯P Sによります。）または低圧総合利用契約（2019年10月1日実施。以下「低圧総合利用契約」といいます。なお，低圧総合利用契約が変更となった場合には，変更後の低圧総合利用契約によります。）として電気の供給を受けるお客さまで，この料金表実施の際現に料金表の口座振替割引契約（平成30年7月1日実施。）の適用を受けており，この料金表実施以降も引き続き，次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能である場合に，当分の間，適用いたします。

- (1) お客さまが指定する金融機関口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。ただし，当社が，口座振替の結果を当社所定の様式により毎月継続して郵送でお知らせする場合を除きます。

- (2) 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。
- (3) 前月の検針日において、支払われていない料金（当該検針日に支払義務が発生する料金を除きます。）がないこと。

#### 4 契約の成立

口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

#### 5 料 金

- (1) 各月の料金は、前月の料金を3（適用条件）に定める支払方法により支払われた場合には、時間帯別電灯、はぴeタイム、季特別電灯PSまたは低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から(2)の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、前月に契約種別の変更があった場合は、割引いたしません。

- (2) 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、時間帯別電灯、はぴeタイム、季特別電灯PSまたは低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

|         |           |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 55 円 00 銭 |
|---------|-----------|

#### 6 そ の 他

この料金表に定めのない事項については、時間帯別電灯、はぴeタイム、季特別電灯PSまたは低圧総合利用契約に定めるところによるものといたします。

ます。

# 附 則

## 1 実施期日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

## 2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における本則5（料金）の料金率については、本則5（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

|         |           |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 54 円 00 銭 |
|---------|-----------|

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）  
大阪市北区中之島3丁目6番16号  
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。